

奈良市公報

第 2 4 4 号

平成21年 5月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

- 第1号コミュニティ住宅附設駐車場使用者の募集…… 1
- 住居番号の設定…… 1
- 奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示…… 1
- 奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示…… 3
- 奈良市家族介護慰労金支給要綱を廃止する告示…… 3
- 徴収事務の委託（2件）…… 3
- 一般競争入札の実施（2件）…… 4
- 奈良市市民企画事業実施要綱の一部を改正する告示… 5
- 奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱の一部を改正する告示…… 6
- 奈良市市民政策アドバイザー制度要綱の一部を改正する告示…… 6
- 開発行為に関する工事の完了…… 6
- 包括外部監査契約の締結…… 6
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…… 6
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…… 7
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定…… 7
- 開発行為に関する工事の完了…… 8
- 放置自転車等の保管…… 8
- 土地改良事業の計画の概要…… 8
- 放置自転車等の処分…… 9
- 放置自転車等の保管…… 9
- 一般競争入札の実施（2件）…… 9
- 放置自転車等の保管…… 11
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…… 11
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…… 12
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…… 12
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…… 13
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…… 13
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の辞退の届出…… 13
- 生活保護法の規定による施術者の指定…… 13

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……14

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……14

告 示

奈良市告示第163号

第1号コミュニティ住宅附設駐車場使用者を次のとおり募集します。

平成21年 4月 2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成21年 4月 2日揭示済)

奈良市告示第164号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年 4月 2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成21年 4月 2日揭示済)

奈良市告示第165号

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年 4月 2日

奈良市長 藤原 昭

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱（昭和63年奈良市告示第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱

第1条中「実施すること（以下「緊急通報システム」という。）により、当該高齢者等」を「行つて当該高齢者等」に、「当該高齢者等とその養護者の福祉の向上」を「電話による定期的な安否確認、アセスメント等を行う緊急時在宅高齢者支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該高齢者等の在宅生活の支援を行い、その日常生活に対する不安感の解消」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（事業の内容）

第1条の2 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 機器を利用して在宅のひとり暮らし高齢者等から緊急事態発生の通報を受け、消防署に通報する等の救助活動を行うこと。
- (2) 在宅のひとり暮らし高齢者等の安否確認を電話により定期的に行うこと。
- (3) 在宅のひとり暮らし高齢者等の健康相談を電話により24時間体制で受け付け、適切なアセスメントを行うこと。
- (4) その他在宅のひとり暮らし高齢者等の在宅生活の支援のために必要と認められること。

(事実の実施)

第1条の3 事業は、事業の利用者及び費用負担額の決定に係る事項を除き、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することにより実施するものとする。

第2条第1項中「この要綱により緊急通報システムを利用することができる者」を「事業を利用することができる者(以下「対象者」という。)」に、「身体上疾患があるなど」を「次のいずれかに該当し、かつ、身体上疾患がある等」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) ひとり暮らしの者
- (2) 高齢者のみの世帯で他の同居者も虚弱な者
- (3) 市長が特に必要と認める者

第2条第2項を削る。

第3条中「緊急通報システムを」を「事業を」に、「緊急通報システム利用申請書」を「緊急時在宅高齢者支援事業利用申請書」に改める。

第4条を次のように改める。

(決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請を受理した場合は、当該申請者の生活状況等を調査の上、事業の利用の可否を審査し、事業の利用を決定したときは緊急時在宅高齢者支援事業利用決定通知書(別記第2号様式)により、事業を利用させないことを決定したときは緊急時在宅高齢者支援事業利用不決定通知書(別記第2号様式の2)により、当該申請者に通知するものとする。

第6条中「のうち第2条第1号及び第2号に該当する利用者(以下「貸与利用者」という。)」を削る。

第7条を次のように改める。

(費用負担)

第7条 利用者は、事業の利用に要する費用として、別表に定める額を負担しなければならない。

2 前項の規定による負担額は、第1条の3の規定により事業の実施の委託を受けた者に支払うものとする。

第8条第1項及び第2項中「貸与利用者」を「利用者」に改める。

第9条中「緊急通報システム申請事項変更・資格喪失・辞退届」を「緊急時支援事業申請事項変更・資格喪失・辞退届」に改め、同条第2号中「第2条第1項又は第2項」を「第2条」に改め、同条第3号中「緊急通報システム」を「事業」に改める。

第10条中「緊急通報システム利用中止決定通知書」を

「緊急時支援事業利用中止決定通知書」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第7条関係)

費用負担区分

利用者の区分		負担額 (1月当たり)
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯(単給世帯を含む。)に属する者		0円
その他の者	第2条第1号又は第2号に該当する者	500円
	第2条第3号に該当する者	1,600円

別記第1号様式中「緊急通報システム利用申請書」を「緊急時在宅高齢者支援事業利用申請書」に、「緊急通報システムを」を「緊急時在宅高齢者支援事業を」に、「緊急通報システムの」を「緊急時在宅高齢者支援事業の」に改める。

別記第2号様式中「緊急通報システム利用決定通知書」を「緊急時在宅高齢者支援事業利用決定通知書」に、「緊急通報システムの」を「緊急時在宅高齢者支援事業の」に、「緊急通報システム開始予定」を「緊急時在宅高齢者支援事業開始予定」に改める。

別記第2号様式の2中「緊急通報システム利用却下通知書」を「緊急時在宅高齢者支援事業利用不決定通知書」に、「緊急通報システムの」を「緊急時在宅高齢者支援事業の」に、「を却下しました」を「の決定をできません」に改める。

別記第3号様式中「奈良市在宅高齢者緊急通報システム」を「奈良市緊急時在宅高齢者支援事業」に、「このシステム」を「この事業」に、「基地局」を「受信センター」に、「4 緊急通報システム」を「4 緊急時在宅高齢者支援事業」に改める。

別記第4号様式中 緊急通報システム 「申請事項変更」「資格喪失」「辞退」

届を緊急時在宅高齢者支援事業 「申請事項変更」「資格喪失」「辞退」届

に、「緊急通報システムの利用について」を「緊急時在宅高齢者支援事業の利用について」に、「奈良市在宅高齢者緊急通報システム」を「奈良市緊急時在宅高齢者支援事業」に、「このシステム」を「この事業」に、「基地局」を「受信センター」に、「4 緊急通報システム」を「4 緊急時在宅高齢者支援事業」に改める。

別記第5号様式中「緊急通報システム利用中止決定通知

書」を「緊急時在宅高齢者支援事業利用中止決定通知書」に、「緊急通報システムの」を「緊急時在宅高齢者支援事業の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年 8月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の規定に基づき同要綱に規定する緊急通報システムを利用している者については、この告示による改正後の奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の規定にかかわらず、その者の利用する機器の同要綱に規定する事業の利用が可能な機器への移行が完了するまでの間、なお従前の例による。
(平成21年 4月 2日揭示済)

奈良市告示第166号

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年 4月 2日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱(平成12年奈良市告示第137号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村民税が非課税世帯」を「市町村民税の所得割が課されていない世帯」に改め、同条第2号中「要介護度3、4又は5」を「要介護度4又は5」に改める。

第3条第1項中「市町村民税が非課税であること」を「市町村民税の課税状況」に改める。

第9条第1項第3号中「2以下」を「3以下」に改め、同項第4号中「市町村民税課税世帯と同居した」を「市町村民税所得割課税世帯に属した」に改める。

第12条第1項中「課税世帯」を「所得割課税世帯」に改め、同条第2項中「市町村民税の非課税世帯」を「市町村民税の所得割が課されていない世帯」に改める。

別記第1号様式中「市町村民税が非課税である」を「市町村民税の所得割が課されていない」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年 8月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱第2条第2号の規定に基づき紙おむつ等の支給を受けている者で要介護度3のものについては、改正後の奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱第2条第2号の規定にかかわらず、平成24年7月31日までの間に限り、なお従前の例による。
(平成21年 4月 2日揭示済)

奈良市告示第167号

奈良市家族介護慰労金支給要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成21年 4月 2日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市家族介護慰労金支給要綱を廃止する告示
奈良市家族介護慰労金支給要綱(平成13年奈良市告示第305号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年 4月 2日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日前に家族介護慰労金の支援の決定を受けた者により同日に行われた介護に係る家族介護慰労金については、この告示の施行の日後においても、なお従前の例による。
(平成21年 4月 2日揭示済)

奈良市告示第168号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成21年 4月 3日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番30号 社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 福 井 重 忠	放置自転車等移動 手数料 放置自転車等保管 手数料

2 委託の期間

平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

(平成21年 4月 3日揭示済)

奈良市告示第169号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成21年 4月 3日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市疋田町二丁目2-4 関西美建株式会社 代表取締役 高 野 治	奈良市JR奈良駅 臨時自転車駐車場 使用料

2 委託の期間

平成21年 4月 1日から平成21年 7月31日まで

(平成21年 4月 3日揭示済)

奈良市告示第170号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年4月3日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第2工区）から発生する濃縮塩をローリー車（積載量10トン以下）又は同等のものによって吸引により回収運搬し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。
- (2) 委託名称 濃縮塩運搬処理業務委託
- (3) 委託期間 平成21年5月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第2工区処理施設内
- (5) 排出日量 濃縮塩（液状） 約（4 m³）＝4.4トン／日（対水比重1.1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
- (3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
- (4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
- (2) 日時 平成21年4月3日（金）から同月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所 2階会議室
- (2) 日時 平成21年4月23日（木）午後1時30分から

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

6 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて提出してください。
ア 会社の実績（一般廃棄物処理の実績）、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
イ 一般廃棄物処理施設（最終処分場）の設置許可証及び一般廃棄物処分業許可証の写し
ウ 回収・搬出・処理するための処理計画書

(2) 入札参加申請方法

平成21年4月3日（金）から同月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に奈良市土地改良清美事務所に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参して下さい。

(3) 現場説明会（参加希望者対象）

平成21年4月10日（金）午前10時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室及び現場にて実施します。

(4) ヒアリング

平成21年4月16日（木）午前10時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室にて実施します。

8 入札参加資格の審査及び決定**(1) 審査機関**

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が該当資格を有するかどうか、申請図書等によって審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年4月17日（金）に入札者の代表者に通知書を発送します。

9 その他

- (1) その他詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
電話 0742-63-6183（担当者）
0742-62-2976（事務所）
F A X 0742-62-4670

（平成21年4月3日揭示済）

奈良市告示第171号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年 4月 3日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

(1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第2工区）から発生するカルシウム汚泥をコンテナ車（積載量10トン以下）により回収運搬し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。

(2) 委託名称 カルシウム汚泥運搬処理業務委託

(3) 委託期間 平成21年 5月 1日から平成22年 3月31日まで

(4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第2工区処理施設内

(5) 排出日量 カルシウム汚泥（脱水ケーキ）約0.2トン／日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者

(3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者

(4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 奈良市興隆寺町170-1

奈良市土地改良清美事務所

(2) 日時 平成21年 4月 3日（金）から同月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

(1) 場所 奈良市興隆寺町170-1

奈良市土地改良清美事務所 2階会議室

(2) 日時 平成21年 4月23日（木）午後2時00分から

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 入札書に記名押印を欠く入札

(4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

(6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

ア 会社の実績（一般廃棄物処理の実績）、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類

イ 一般廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場）の設置許可証及び一般廃棄物処分業許可証の写し

ウ 回収・搬出・処理するための処理計画書

(2) 入札参加申請方法

平成21年 4月 3日（金）から同月13日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に奈良市土地改良清美事務所に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参して下さい。

(3) 現場説明会（参加希望者対象）

平成21年 4月10日（金）午前10時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室及び現場にて実施します。

(4) ヒアリング

平成21年 4月16日（木）午前10時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室にて実施します。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が該当資格を有するかどうか、申請図書等によって審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年 4月17日（金）に入札者の代表者に通知書を発送します。

9 その他

(1) その他詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市興隆寺町170-1

奈良市土地改良清美事務所

電話 0742-63-6183（担当者）

0742-62-2976（事務所）

F A X 0742-62-4670

（平成21年 4月 3日掲示済）

奈良市告示第172号

奈良市市民企画事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年 4月 3日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市市民企画事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市市民企画事業実施要綱（平成18年奈良市告示第201号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「第3項第2号」を「、第3項第2号」に、「情報公開課」を「広報広聴課」に改める。

第9条第4項中「市民参画課」を「市民活動推進課」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月3日から施行する。

（平成21年4月3日揭示済）

奈良市告示第173号

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年4月3日

奈良市長 藤原 昭

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱（平成20年奈良市告示第313号）の一部を次のように改正する。

第10条及び別記第5号様式中「市民参画課」を「市民活動推進課」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月3日から施行する。

（平成21年4月3日揭示済）

奈良市告示第174号

奈良市市民政策アドバイザー制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年4月3日

奈良市長 藤原 昭

奈良市市民政策アドバイザー制度要綱の一部を改正する告示

奈良市市民政策アドバイザー制度要綱（平成18年奈良市告示第202号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「情報公開課」を「広報広聴課」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月3日から施行する。

（平成21年4月3日揭示済）

奈良市告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年4月3日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年7月17日 奈良市指令都整開 第08A-15号

平成21年3月18日 奈良市指令都整開 第08A-15-

1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年4月3日 第1163号

(2) 公共施設 平成21年4月3日 第513号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町689番地の1、689番地の2、690番地の1及び691番地の2並びに奈良市秋篠町1546番地の1、1552番地の1、1554番地の2、1557番地の4及び1745番地の2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目1番63号

三和住宅株式会社 代表取締役 小林茂樹

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町689番地の1の一部、689番地の2の一部、690番地の1の一部及び691番地の2の一部並びに奈良市秋篠町1546番地の1の一部、1554番地の2の一部及び1557番地の4の一部

(2) 下水道

奈良市押熊町691番地の2の一部並びに奈良市秋篠町1554番地の2の一部及び1557番地の4の一部

(3) 公園

奈良市秋篠町1557番地の4の一部

（平成21年4月3日揭示済）

奈良市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示します。

平成21年4月3日

奈良市長 藤原 昭

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成21年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 大西 寛文

住所 大阪府豊中市上野東三丁目13番59号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

（平成21年4月3日揭示済）

奈良市告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年4月6日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年月日
森本歯科医院	奈良県奈良市南京終町二丁目1201-15	平成21年 3月31日

(平成21年 4月 6日 掲 示 済)

奈良市告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年 4月 6日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
奈良やよいクリニック	奈良県奈良市三条本町2-20マツダオフィスビル2階	平成21年 4月1日
森本歯科医院	奈良県奈良市南京終町二丁目1201-15	平成21年 4月1日
すずき歯科	奈良県奈良市菅原町186ひかりビル2階	平成21年 4月1日

(平成21年 4月 6日 掲 示 済)

奈良市告示第179号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定しますので、次のとおり告示します。

平成21年 4月 8日

奈良市長 藤 原 昭

1 事業内容等

(1) 事業名

奈良市ファミリー・サポート・センター事業及び奈良市地域子育て支援センター事業の業務委託

(2) 実施場所等

奈良市男女共同参画センター「あすなら」内の一室において、直営で実施するファミリー・サポート・センター事業及び地域子育て支援センター事業を一つの実施団体に委託して実施する。

(概 要)

所 在 地：奈良市三条本町 8 番 1 号

建 物 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造り・地下2階、地上10階建

設 置 状 況：JR奈良駅前再開発第一ビル（シルキア奈良）地上2階の奈良市男女共同参画センター「あすなら」内の一室

事務室面積：58㎡

(3) 事業内容

- ①ファミリー・サポート・センター事業の実施
- ②地域子育て支援センター事業の実施

(4) 委託料

委託料の上限を10,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

【委託料の内訳】

- ① ファミリー・サポート・センター事業委託料の上限
5,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ② 地域子育て支援センター事業委託料の上限
5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 委託期間

平成21年 7月 1日から平成22年 3月31日まで

2 応募資格

(1) 応募団体

応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ③ その他の法人

(2) 応募団体の要件

応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。

- ① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。
- ② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。
- ⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。
- ⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。

3 審査方法

応募資格及び提出書類等を確認した後、奈良市ファミリー・サポート・センター事業及び地域子育て支援センター事業実施団体審査委員会で審査する。

4 最優秀応募団体の決定

審査委員会の審査で最も高い得点を獲得した応募団体を実施団体として決定する。

5 手続等に関する事項

(1) 担当課

奈良市保健福祉部子育て課

奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話及びFAX 0742-34-4796

(2) 募集要項の配付

配付期間

平成21年4月8日(水)から同年4月20日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

配付場所

奈良市保健福祉部子育て課(奈良市ホームページからもダウンロード可)

(3) 説明会

開催日 平成21年4月21日(火)午後2時から

開催場所 奈良市役所北棟4階第18会議室(応募予定団体は必ず出席のこと。)

(4) 書類等の提出

平成21年4月27日(月)から同年5月8日(金)までの日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所は、配付場所に同じ。提出書類等は、必ず持参してください。

(5) 質問

質問がある場合は、質問票を作成し、説明会終了後、平成21年4月24日(金)午後5時までにFAX又はメールにて提出すること。

6 契約の締結

審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。

7 その他

(1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。

(2) 詳細は、募集要項による。

(平成21年4月8日揭示済)

奈良市告示第180号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年4月9日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成21年3月11日 奈良市指令都整開 第08A-41号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年4月9日 第1164号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市秋篠町1177番1及び1177番3の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市押熊町395-1-101

伊藤 佳人

(平成21年4月9日揭示済)

奈良市告示第181号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年4月13日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年4月13日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成21年4月13日揭示済)

奈良市告示第182号

このたび、奈良市藤原町の地内を受益区域と定め、ため池等整備事業(一般・小規模)下ノ池・桐が池地区を県営土地改良事業として実施されるよう申請したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条の2第2項の規定により、下記事項を記載した書面とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成21年4月27日までに奈良市農

業委員会に申し出てください。

平成21年 4月14日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

- (1) 事業名 ため池等整備事業（一般）小規模・県営
- (2) 事業の目的 ため池の改修
- (3) 所在地及び現況 奈良市藤原町地内（下ノ池・桐が池）
- (4) 基本計画（下ノ池）
堤体工 L=57m 制波工 一式
余水吐工 一式 取水施設工 一式
（桐が池）
堤体工 L=54m 制波工 一式
余水吐工 一式 取水施設工 一式
- (5) 概算事業費 163,000,000円
- (6) 事業の効果 ため池下流の農地・宅地の防災が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成21年 4月14日揭示済)

奈良市告示第183号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成21年 4月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成21年 4月28日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成21年 1月9日、同月13日から同月16日、同月19日、同月21日、同月22日及び同月27日から同月29日まで
(平成21年 4月14日揭示済)

奈良市告示第184号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 4月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 4月14日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年 4月14日揭示済)

奈良市告示第185号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年 4月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
東部第2-1地区管路施設工事（柳生）6工区（単独）ほか2件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評価値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
告示日から平成21年 4月20日までは閲覧コーナー、同月21日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時

別表のとおり

- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
 - (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成21年4月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成21年4月21日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
- (1) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。
 - (2) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (4) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743
- 別表省略
(平成21年4月15日揭示済)

奈良市告示第186号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年4月15日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 浸水対策下水道築造工事（公1）
（単1）東紀寺町一丁目～紀寺町地内
- (2) 工 事 場 所 奈良市東紀寺町一丁目～紀寺町地内
- (3) 工 期 契約日から平成22年3月24日
- (4) 工 事 概 要 工事延長 L=477.77m
φ1500mm管推進工 L=47.85m
φ1350mm管推進工 L=164.24m
φ600mm管推進工 L=249.03m
特殊人孔φ2200mm 1箇所
特殊人孔φ3800mm 1箇所
特殊人孔φ1800mm 1箇所
- (5) 予 定 価 格 250,967千円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 最低制限基準価格 205,240千円（消費税及び地方消費税を除く）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社または3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
 - ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
 - ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
 - イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）
 - ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係に

- ある者であること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
- 3 設計図書等を示す場所及び日時
- (1) 日時
平成21年4月15日から5月15日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 奈良市総務部監理課
なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。
- 4 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成21年5月18日 午前9時30分
- 5 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 6 入札参加申請
- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
ウ 委任状
エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）
カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）
- (2) 入札参加申請方法
平成21年4月15日から4月22日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。
- 7 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成21年4月30日までに、共同企業体の代表者に通知します。

- 8 電子入札に関する事項
- (1) 電子入札の入札参加申請期間
平成21年4月15日から4月22日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成21年4月30日
- (3) 入札書の提出期間
平成21年5月1日から5月15日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 他人のICカードを使用した入札
ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
オ 内訳書の日付が開札日でない場合
カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。
- 9 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743
(平成21年4月15日揭示済)

奈良市告示第187号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年4月15日
奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年4月15日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年4月15日揭示済)

奈良市告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年4月15日

奈良市長 藤原 昭

(平成21年4月15日揭示済)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人きのだ会 奈良駅前クリニック	奈良県奈良市三条本町 2-20マツダオフィス ビル2F	平成21年 3月14日
医療法人きのだ会 奈良駅前クリニック	奈良県奈良市三条本町 2-20マツダオフィス ビル2F	平成21年 3月14日

奈良市告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年4月15日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人輝峰会堀池医院	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目3-8	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成21年2月1日
医療法人輝峰会堀池医院	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目3-8		平成21年2月1日
医療法人輝峰会介護支援かがやき	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目3-8	居宅 訪問介護	平成21年2月1日
医療法人輝峰会堀池医院	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目3-8		平成21年2月1日
介護予防サイクルハウス・あこだ	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目4-8	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成21年4月1日
社会福祉法人秋篠茜会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1-2		平成21年4月1日
奈良やよいクリニック	奈良県奈良市三条本町2-20マツダオフィスビル2階	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年4月1日
中村 潤	京都府木津川市相楽台6-2-6		平成21年4月1日

(平成21年4月15日揭示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年4月15日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		廃止した施設又は廃止した事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
有限会社アイリスケアサービス	奈良県奈良市四条大路一丁目8-30-7	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成21年1月31日
有限会社アイリスケアサービス	奈良県大和郡山市永慶寺町5-46		平成21年1月31日
医療法人きのだ会 奈良駅前クリニック	奈良県奈良市三条本町2-20マツダオフィスビル2F	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導	平成21年3月14日 平成21年3月14日

医療法人きのだ会	大阪府八尾市幸町三丁目108-1	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成21年 3月14日 平成21年 3月14日
医療法人きのだ会 奈良駅前クリニック	奈良県奈良市三条本町2-20マツダオフィスビル2F	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年 3月14日 平成21年 3月14日
医療法人きのだ会	大阪府八尾市幸町三丁目108-1		

(平成21年 4月15日揭示済)

奈良市告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年 4月15日

奈良市長 藤 原 昭

	指定介護機関		開設者	変 更 年月日
	名称	所在地		
旧	合名会社 三条メディック	奈良県奈良市三条町472	合名会社 三条メディック	平成21年 3月1日
新	株式会社三条メディック	奈良県奈良市三条町472	株式会社 三条メディック	

(平成21年 4月15日揭示済)

奈良市告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年 4月15日

奈良市長 藤 原 昭

指定施術者の氏名		廃止した 施術の種類	廃 止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
西崎 妙子		柔道整復	平成21年 3月31日
平松整骨物療院 法蓮分院（西崎 妙子）	奈良県奈良市法蓮佐保田町559-1エクレール一条102号		
川崎 新也		柔道整復	平成20年 11月28日
川崎整骨院（川崎 新也）	奈良県奈良市三碓二丁目1-9-1サカイビル1F		

市川 圭一	あんま	平成20年 5月14日
朱雀針灸接骨院（東川 和広、上田 陽子、澤 加奈江）	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18	

(平成21年 4月15日揭示済)

奈良市告示第193号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年 4月15日

奈良市長 藤 原 昭

指定施術者の氏名		辞退した 施術の種類	辞 退 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
藤谷 隆		あんま	平成21年 3月31日
藤谷治療院（藤谷 隆）	奈良県奈良市三条大路四丁目6-9		

(平成21年 4月15日揭示済)

奈良市告示第194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年 4月15日

奈良市長 藤 原 昭

指定施術者の氏名		施術の 種 類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
上田 陽子		あんま	平成21年 4月6日
朱雀針灸接骨院（東川 和広、上田 陽子、澤 加奈江）	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		
澤 加奈江		あんま	平成21年 4月6日

朱雀針灸接骨院 (東川 和広、 上田 陽子、澤 加奈江)	奈良県奈良市朱 雀三丁目4-18		
田中 克典		柔道整復	平成21年 4月8日
たなか鍼灸整骨 院(田中 克典)	奈良県奈良市鶴 舞東町二丁目13 -102		

(平成21年4月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第8号

平成21年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成21年4月7日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

- 1 日 時
平成21年4月14日(火)
午前10時
- 2 場 所
奈良市役所北棟3階 第15会議室

会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 「奈良市教育ビジョン懇話会」報告書について
- (2) 奈良市教育ビジョン(中間報告)に対するパブリックコメントの結果について
- (3) リーフレット「30人学級のよさを生かした実践の創造をめざして」について
- (4) ハンドブック「奈良市立学校園における個人情報保護のためのガイドライン」について
- (5) 奈良市地域学校連携推進委員会委員の委属又は任命について

議 事

議案第4号 平成21年度奈良市就学指導委員及び調査員の委属又は任命について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 4月～5月
傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成21年4月7日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第6号

奈良市農業委員会平成21年4月農地部会の会議を下記の

とおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成21年4月2日

奈良市農業委員会
農地部会長 徳西 利和
記

- 1 日時
平成21年4月13日(月) 午前9時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (3) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について
 - (4) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
 - (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
 - (6) 知事許可について(3月許可分)
 - (7) 非農地証明について(3月分)

(平成21年4月2日揭示済)